



## 気仙沼市の新型コロナウイルス感染症対策(第2・3弾)

— 15日(金)に議会に提案し、可決され次第、速やかに実行します —

### 【概要】

#### 1 条例

##### ■市税の軽減措置

##### ○固定資産税、都市計画税の措置

##### ①中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を軽減

- ・ 3か月間の売上高が30%以上50%未満減少している者 … 1/2
- ・ “ ” 50%以上減少している者 … 0

##### ②先端設備等に課する固定資産税の特例措置の適用対象に、事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を令和3年3月末から2年間延長

##### ○軽自動車税、環境性能割の軽減特例措置の適用期限を延長し、令和3年3月31日までに取得のものを対象に

##### ○全ての税目について、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設ける

##### ○政府の自粛要請にこたえて中止したイベントの、入場料金払戻請求権を放棄した場合、寄付とみなし個人市民税の寄附金税額控除の対象に

##### ○個人市民税の住宅ローン控除の特例を3年間延長

##### ■国民健康保険税、後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合に傷病手当金を支給

## 2 予算

- (1) 生活困窮者自立支援事業（国の対策：住居確保給付金） 4,411 千円  
離職等により住まいを失った又は失うおそれのある方に対し、家賃の実費又は一部を支給する。  
〔対象者：離職後2年以内、又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況で、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれのある者  
支給上限額：単身世帯 46 千円， 2人世帯 49 千円， 3人世帯 53 千円 など  
想定世帯数：10 世帯〕
- (2) 子育て世帯臨時特別給付金（国の対策） 60,457 千円  
子育て世帯の生活支援のため、児童手当（本則給付）受給世帯に対し支給する。  
〔対象児童：令和2年4月分の児童手当対象児童 約6,000人  
（3月分の対象児童を含む）  
（所得制限超過により特例給付となっている方を除く）  
支給額：対象児童1人につき10千円〕
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【県事業，市独自事業】365,600 千円  
（第2弾として発表済み）  
宮城県の要請・協力依頼に基づき、施設の利用停止（休業）、夜間の営業時間短縮又は酒類提供時間短縮の協力をした対象事業者に対し、協力金を交付する。  
〔支給対象：4/25～5/6の間、継続して施設の利用停止等の協力をした事業者  
（想定914事業者）  
協力金の額：1事業者あたり400千円（県負担200千円，市負担200千円）〕
- (4) 店舗賃料補助金【市独自事業】 56,000 千円  
（第2弾として発表済み）  
売上が減少した事業者に対する支援として、当該事業者が運営する店舗に係る家賃又は借地料に対し、補助金を交付する。  
〔補助対象：主な業種が飲食サービス業，小売業，生活関連サービス業で、ひと月でも前年同月比で売上が20%以上の減少をしており，（3）の協力金の支給決定を受けない方  
補助金の額：1事業者あたり100千円 想定件数：最大560件〕
- (5) 店舗等快適化リフォーム促進事業補助金（拡充）【市独自事業】 10,000 千円  
感染拡大防止のため、店舗等を改修する事業者を支援する。  
〔補助対象：来店者に対する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、衛生面の改善を目的とした店舗等のリフォーム工事を行う事業者  
補助金の額：当該改修に要する費用（補助率10/10，上限200千円）〕

(6) 宿泊施設緊急支援事業【市独自事業】 13,150 千円  
宿泊客が著しく減少し、厳しい経営状況にある市内の宿泊事業者を支援する。

交付額：宿泊施設の収容人数に応じて、150 千円～最大 1,000 千円  
収容人数が、 500 人以上の宿泊事業者 1,000 千円  
499 人から 100 人の宿泊事業者 500 千円  
99 人から 50 人の宿泊事業者 300 千円  
49 人以下の宿泊事業者 150 千円  
想定事業者数：59

(7) ひとり親家庭等緊急支援金支給事業【市独自事業】 18,500 千円  
ひとり親家庭等の生活支援のため、緊急支援金を支給する。

支給対象：ひとり親家庭で次の要件を満たす方  
・気仙沼市母子・父子家庭医療費助成対象者又は生活保護受給者  
・令和 2 年 3 月 31 日時点で母子・父子家庭医療費助成の要件を満たす方で、  
令和 2 年 5 月 1 日時点で引き続き市内に居住する方  
支給額：対象児童 1 人目には 20 千円、2 人目以降 1 人につき 10 千円

(8) 就学援助受給対象世帯緊急支援金支給事業【市独自事業】 7,180 千円  
経済的支援のため、緊急支援金を支給する。

支給対象：就学援助世帯のうち、(7)の対象とならない世帯  
支給額：対象児童生徒 1 人目には 20 千円、2 人目以降 1 人につき 10 千円  
想定対象者数：275 世帯、443 人

(9) 奨学生緊急支援金支給事業【市独自事業】 2,670 千円  
就学継続の支援のため、緊急支援金を支給する。

支給対象：本市の奨学金及び市内の団体（気仙沼育英会、松岩愛林公益会）  
から奨学金を受けている学生及び東日本大震災による遺児、孤児を対象とした  
東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金の給付を受けている市内出身の学生  
（高校生を除く）  
支給額：大学生等 1 人あたり 30 千円

(10) 衛生用資材購入【市独自事業】 13,458 千円  
公共施設や避難所等の衛生環境を保つため、消毒薬・マスク等を購入する。

内容：公民館、学校施設及びコミュニティ施設等へ配置  
消毒薬（小型）11,555 本、消毒薬（大型）506 本、マスク 116,100 枚 等